

官報

号外 昭和二十二年八月二十三日

○第一回参議院會議錄第二十五号

昭和二十二年八月二十二日(金曜日)午前十時四十一分開議

議事日程 第二十四号

昭和二十二年八月二十二日
午前十時開議

第一 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第二 船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 御報告をいたします。議長は昨二十一日正午、連合軍最高司令部にマツカーサー元帥を訪問して、民間貿易開始並びに貿易基金設定に対する感謝決議文を呈し、向アチソン大使の不慮の死に対して、議長の資格において弔意を表しました。

その他諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

一昨二十日議員から左の質問主意書を提出した。

廣告税増徴に関する質問主意書(小川友三君提出)

生鮮魚介類配給減少に関する質問主意書

憲書(小川友三君提出)

受刑者の賞與金に関する質問主意書(小川友三君提出)

昨二十一日内閣から、予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は、即日これを司法委員会に付託した。

経済警察官の臨検検査等に関する法律案

同日議長は、左の内閣提出案を農林委員会に付託した。

農産種苗法案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を財政及金融委員会に付託した。

復興金融庫法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

傳染病予防法等の一部を改正する法律案

保健所法を改正する法律案

同日衆議院から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

傳染病予防法等の一部を改正する法律案

保健所法を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

大學等への死体交付に関する法律案
大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案

同日議長から左の質問主意書を提出した。

戦災私学復興助成に関する質問主意書(稻垣平太郎君外一名提出)

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

刑務所、並に拘留所に関する質問主意書(小川友三君提出)

憲書(小川友三君提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

労働者設置法案修正議決報告書

船員保険法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。議席第百五十五番、地方選出議員(栃木縣選出)岡田喜久治君。

○議長(松平恒雄君) 次に議席第百三十七番、地方選出議員(群馬縣選出)境野清雄君。

○議長(松平恒雄君) お諮りして決定いたしましたことがございます。厚生委員長より、兒童福祉法案の審議に關連して、同法案中の対象たる各保護施設を實地調査のため、京都府、大阪府、廣島縣に山下義信君、小川友三君、宮城タマヨ君、草壁隆國君、河崎ナツ君、木内キヤウ君及び三木治朗君を來る二十三日から二十八日まで六日間、又在

外同胞引揚問題に關する特別委員長より、委員会に付託の請願書及び陳情書を審査するに必要上、引揚者の受入態勢及び引揚実績等を實地調査のため、舞鶴港に中平常太郎君、淺岡信夫君、木内キヤウ君、島清君、北條秀一君、星野芳樹君及び井上なつる君を來る二十五日から二十九日まで五日間の各日程を以て派遣したいとの要求がございました。これら十四名の議員を派遣することに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつて議員派遣の件は決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) これより本日の議事日程に移ります。日程第一、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。先づ委員長の報告を求めます。農林委員長楠見義男君。

審査報告書
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年八月二十日
農林委員長 楠見 義男
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
木下 源吾 板野 勝次
寺尾 博 平沼綱太郎
羽生 三七 河井 彌八
門田 定藏 西山 龜七
石川 準吉 柴田 政次
岩本 哲夫 岡村文四郎
北村 一男 藤野 繁雄
竹中 七郎 徳川 宗敬
太田 敏兄 松村眞一郎

要領書
一、委員会決定の理由
現行の開拓者資金融通法に基き、政府は開拓者に対し當農資金及び

住宅資金の融通を行つており、資力に乏しい開拓者の営農及び生活安定の基礎を作るために努めているが、開拓者の共同施設に対する資金融通の途が開かれていないため十分とは云えなかつた。今回現行法の一部を改め、開拓者の共同の利用に供する施設を取得し、又は設置するのに必要な資金の融通をもなし得る途を開こうとするもので、適切な改正である。

二、事件の利害得失

開拓地の自然的経済的立地条件に即應し、適正なる規模を有する共同施設を導入し、生計資金のみならず営農資金の補てんをもせると同時に、將來の経済的基礎を奠定せしめることとなり、開拓地の農業経営安定のため寄與する所大なるものがある。

三、費用

本年度融通額として二千万円を予定しているが、追加予算として計上せられるはずである。

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

右、
國會に提出する。

昭和二十二年八月九日

内閣総理大臣 片山 哲

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法の一部を次のように改正する。

第一條に次の一号を加える。

三 開拓者の共同の利用に供する施設(前二号に掲げるものを除く。)を取得し、又は設置するのに必要な資金

第二條に次の一項を加える。

前項の振替期間は、貸付の日の属する会計年度の初日から起算し、前條第一号及び第二号の規定による貸付金については五年、同條第三号の規定による貸付金については一年とし、その期間中は、無利子とする。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(補見議員若登壇、拍手)

○補見議員若登壇、拍手
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案につきまして、委員会の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず改正法律案の内容について御説明申し上げます。改正法律案の内容は極めて簡單でございます。即ち開拓政策実行上、政府は現在の開拓者資金融通法に基づきまして、開拓者に対して営農資金及び住宅資金の融通をいたしておるのではありませんが、今回この法律の一部を改正いたしまして、更に開拓者の共同施設に必要な資金を融通するの途を開かんとするものでございませう。その趣旨とするところは、御承知

のように、一昨年の十月に政府は緊急開拓計画の樹立をいたしまして、大規模の国内開拓の実行に著手いたしておるのでございませうが、計画自体いろいろの問題を包蔵しており、又その実行につきましてなにか困難を伴つておるのでございませうが、それにも増して、開拓者は一般に恵まれない環境又地理的条件の下におきまして、あらゆる困難と闘いつつあるのであります。特にこれらの人々は戦災者或いは海外引揚者等が大部分を占めております。關係上当然のことではございませうが、資金面において著しい困難に遭遇しておるのでございませう。従いまして、政府は毎年度予算に計上いたしまして、いわゆる営農資金及び住宅資金の政府融通を行なつており、現在営農資金は一戸当り一万円、住宅資金は同じく融通額一萬五五百円、この外に補助金四千五百円を加えて、一萬五千元になるわけでありませうが、営農資金と住宅資金と合しまして、一戸当り二萬五千円が開拓者の手に行き渡るようになっておるのであります。従来の融通成績は、昭和二十一年度におきまして總計四億一千萬円、昭和二十二年年度の計画は九億圓でございますが、その中、第一四半期分として約三億八千萬円を貸付中でございます。これによつて資力に乏しい開拓者に、或いは農民でありますとか、家畜でありますとか、又住宅を入手する機会を與へ、勿論十分ではございませうが、開拓者の営農並びに生活安定の基礎を築くために努めておるのでございませうが、今回更に一步を進め、一般の要望にも應えまして、以上の資金の外に開拓者の共同施設に対しても資金融通の途を開かんとするものでございまして、これによつて開拓地の自然的立地条件に即應して、適當なる、例えば副業施設であるとか、その他の農作物の共同作業場等の共同施設の導入を図り、それによつて、本来開拓地の農業経営として不可欠であります共同経営を伸ばして行き、又開拓者の將來の経済的基礎を確立せんとするものでございまして、その融通資金は年利三分六厘五毛の低利で、振替期間一年を含む二十年の均等年賦償還をいたさんとするものでございませう。法案自体は只今申し上げますが、たように極めて簡單でございますが、委員会におきましては、開拓問題を中心にいたしまして、或いは食糧問題全般に及び、或いは又治山治水の問題に及びまして、極めて多くの問題について活潑な質疑應答が重ねられたのであります。詳細は速記録に譲ることをお許し願ひまして、ここでは代表的な二、三の問題についてのみ経過の御報告をいたしたいと存じます。

一つの問題は、我國將來の食糧自給問題と開拓との關係についてでございます。即ち我が國將來の食糧政策上、自給自足を目標として進むのか。或いは將來不足分は外國から安い食糧を入れるのか。この点が明らかにせられなければならない。現在苦しきに堪えて努力をいたしております開拓者は、將來とんだひどい運命に曝されることになる。こういうような質問に對しまして農林大臣から、國內で自給体制を立てるといふ方針を基本として行き、將來安い食糧を入れるという考え方には反對である。又安い外國食糧に對抗する農業経営を確立するために、多角的な又立体的な農法を以て進んで行きたい。従つて開拓者は日本農業の礎となつて努力をして頂きたいと思ひ、政府としても最大の援助をなすことといたしたいとの趣旨の答弁がございまして、

その次の問題は開拓行政と既耕地に對する行政との關係についてでございます。政府は開拓には非常に熱意を入れておられるけれども、既耕地には左程熱意を入れておられないように思われる。併し既耕地の改良に力を入れるということとは直ちに生産力の増大を見ることができ、又毎年被害が多く、これらの予防のための根本的対策は勿論であるが、被害のあつた場合の復旧には万全を期する必要がある。要するに開拓を主とするか、既耕地の維持改良を主とするかというやうな質問に對しまして、農林大臣は、増産の問題は足許を見ると同時に遠くを見て歩く歩方をして行きたい。土地改良についてでも

き得る限りの予算的措置を講じており、又今回の東北水害、北海道水害の例に倣して、應急復旧の施設は勿論、根本的防除対策については十全を期して参りたいとの趣旨の答弁がございました。尙この問題に關しまして農林委員会で明らかにいたしましたところを特に申上げて置きたいのであります。それは、いわゆる山林開放乃至山林の國家管理の問題でございます。この問題は本年の初頭におきまして一時そういうふうな風評があつたのであります。その後のこの風評は収まつたように見えておつたのでありますけれども、現内閣になり又々この風評が流布されて、その間地方によりましては無用の濫伐が行われ、或いは又その間、中間の不正業者の跳梁するところとなりまして、いろいろ弊害を醸しておるのであります。この点に關しまして農林大臣は、山林を現在の農地と同様に、農地改革、農地調整法の線に沿つてその制度を改めるようなことは考へていない。従つて山林の所有面積を制限するといふようなことはない。又國有化とか國家管理とかいふようなことをやる考へもないと、政府の方針を明確に示されたのであります。

また、本年の予算額は二千万円というがごく極めて少額で、これでは大きな効果は挙げ得ないのではないかと、従つて政府は増額の意思はないかとの質問に對しまして、政府としても勿論現状では十分と考へておらん。従つて例へば營農及び住宅資金にいたしまして、現在の二万五千円を大幅に増額して一戸当り六万円乃至七万円となるように、目下關係當局問題において折衝中であるとのことでございます。

最後に、開拓政策実行に關して綜合性保持に關する問題でございます。この問題は各委員が挙つて、極めて熱心に又強く政府從來の政策に批判の論議を進められ、又質疑を重ねられたところでございます。即ち開拓政策実行に當つて、往々にして山林政策と治山治水との關係、或いは又放牧採草地なり自家用薪炭林との關係が輕視乃至無視されて、開拓に猪突する結果、地方においては既存の農業經營にも大きな支障を來し、又廢棄を生じている事例が決して少なくない。又林地を伐採、掘起し等をなすために、明日の治水を憂ふるよりも、すでに現在の各地方の水害の原因をなしている。これは畢竟するに開拓実行に際しての綜合性保持が行われておらないためであり、これに關して政府はいかなる方策を採らんとするかとの趣旨の質問に對しまして、農林大臣は、綜合性の保持は是非其必要であり、地方廳に對する趣旨の徹底には十分努めたいと思ふし、又すでに開墾予定地と定まつた所でも更に再検討するに吝かでない。要するに治山治水との關係を不可分に考へ、又既存農業經營の安定も十分考慮して行きたい。既定の開拓計畫は目下再検討をいたしつゝあるが、以上の点も十分考慮して、開拓の基本法とも稱すべきものをこの議會に提出したいと考へておつたけれども、諸般の事情から間に合わぬが、併しその制定前と雖も、その精神に則つて今後開拓を実行して行きたいとの趣旨の答弁がございました。この点は只今も申上げましたように各委員の強い要望であり、政府も亦その趣旨とするところは全然同感の意を表せられたのであります。全委員は挙つて、今後の開拓実行については政府が誠意を以て実行せられたい。そのことを強く期待いたしますと共に、今後開拓基本法の制定に當つては、十分その意見の実現せられることを希望しておられましたことを、ここに申立て置きたいと存じます。以上が質疑の概要でございます。

かくて質疑を終り討論に入りましたところ、別に御発言もなく直ちに採決に付しまして、全会一致を以て本案は可決すべきものと決定いたしました次第でございます。以上を以ちまして御報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。委員長の報告は可決報告でございます。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。(総員起立)

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

船員法がすでに改正され、その中には保險制度で裏付けすることを要する面が含まれてゐるので、現社會狀態下、適用範圍及び保險給付を拡充し、また保險經營を民主化しようとするこの法案は適切な改正である。

二、事件の利害得失

被保險者の範圍の擴張、給付内容の充實、船員保險委員會の設置等により船員保險事業の運営を円滑ならしめるといふ利益がある。

三、費用

この法案に伴う経費の増加及び運輸省移管に伴う経費の増加は總額において次の如くである。(昭和二十二年年度予算額)歳入九五、九七六、〇〇〇円、歳出三〇、〇一〇、〇〇〇円、差引積立金(責任準備金)六五、九六六、〇〇〇円、なおこの會計は、移管によつて、厚生保險特別會計から分離して船員保險特別會計に帰属することとなる。

また、本年の予算額は二千万円というがごく極めて少額で、これでは大きな効果は挙げ得ないのではないかと、従つて政府は増額の意思はないかとの質問に對しまして、政府としても勿論現状では十分と考へておらん。従つて例へば營農及び住宅資金にいたしまして、現在の二万五千円を大幅に増額して一戸当り六万円乃至七万円となるように、目下關係當局問題において折衝中であるとのことでございます。

最後に、開拓政策実行に關して綜合性保持に關する問題でございます。この問題は各委員が挙つて、極めて熱心に又強く政府從來の政策に批判の論議を進められ、又質疑を重ねられたところでございます。即ち開拓政策実行に當つて、往々にして山林政策と治山治水との關係、或いは又放牧採草地なり自家用薪炭林との關係が輕視乃至無視されて、開拓に猪突する結果、地方においては既存の農業經營にも大きな支障を來し、又廢棄を生じている事例が決して少なくない。又林地を伐採、掘起し等をなすために、明日の治水を憂ふるよりも、すでに現在の各地方の水害の原因をなしている。これは畢竟するに開拓実行に際しての綜合性保持が行われておらないためであり、これに關して政府はいかなる方策を採らんとするかとの趣旨の質問に對しまして、農林大臣は、綜合性の保持は是非其必要であり、地方廳に對する趣旨の徹底には十分努めたいと思ふし、又すでに開墾予定地と定まつた所でも更に再検討するに吝かでない。要するに治山治水との關係を不可分に考へ、又既存農業經營の安定も十分考慮して行きたい。既定の開拓計畫は目下再検討をいたしつゝあるが、以上の点も十分考慮して、開拓の基本法とも稱すべきものをこの議會に提出したいと考へておつたけれども、諸般の事情から間に合わぬが、併しその制定前と雖も、その精神に則つて今後開拓を実行して行きたいとの趣旨の答弁がございました。この点は只今も申上げましたように各委員の強い要望であり、政府も亦その趣旨とするところは全然同感の意を表せられたのであります。全委員は挙つて、今後の開拓実行については政府が誠意を以て実行せられたい。そのことを強く期待いたしますと共に、今後開拓基本法の制定に當つては、十分その意見の実現せられることを希望しておられましたことを、ここに申立て置きたいと存じます。以上が質疑の概要でございます。

かくて質疑を終り討論に入りましたところ、別に御発言もなく直ちに採決に付しまして、全会一致を以て本案は可決すべきものと決定いたしました次第でございます。以上を以ちまして御報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。委員長の報告は可決報告でございます。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。(総員起立)

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

船員法がすでに改正され、その中には保險制度で裏付けすることを要する面が含まれてゐるので、現社會狀態下、適用範圍及び保險給付を拡充し、また保險經營を民主化しようとするこの法案は適切な改正である。

二、事件の利害得失

被保險者の範圍の擴張、給付内容の充實、船員保險委員會の設置等により船員保險事業の運営を円滑ならしめるといふ利益がある。

三、費用

この法案に伴う経費の増加及び運輸省移管に伴う経費の増加は總額において次の如くである。(昭和二十二年年度予算額)歳入九五、九七六、〇〇〇円、歳出三〇、〇一〇、〇〇〇円、差引積立金(責任準備金)六五、九六六、〇〇〇円、なおこの會計は、移管によつて、厚生保險特別會計から分離して船員保險特別會計に帰属することとなる。

船員保險法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十二年八月十九日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平恒雄殿

き得る限りの予算的措置を講じており、又今回の東北水害、北海道水害の例に倣して、應急復旧の施設は勿論、根本的防除対策については十全を期して参りたいとの趣旨の答弁がございました。尙この問題に關しまして農林委員会で明らかにいたしましたところを特に申上げて置きたいのであります。それは、いわゆる山林開放乃至山林の國家管理の問題でございます。この問題は本年の初頭におきまして一時そういうふうな風評があつたのであります。その後のこの風評は収まつたように見えておつたのでありますけれども、現内閣になり又々この風評が流布されて、その間地方によりましては無用の濫伐が行われ、或いは又その間、中間の不正業者の跳梁するところとなりまして、いろいろ弊害を醸しておるのであります。この点に關しまして農林大臣は、山林を現在の農地と同様に、農地改革、農地調整法の線に沿つてその制度を改めるようなことは考へていない。従つて山林の所有面積を制限するといふようなことはない。又國有化とか國家管理とかいふようなことをやる考へもないと、政府の方針を明確に示されたのであります。

また、本年の予算額は二千万円というがごく極めて少額で、これでは大きな効果は挙げ得ないのではないかと、従つて政府は増額の意思はないかとの質問に對しまして、政府としても勿論現状では十分と考へておらん。従つて例へば營農及び住宅資金にいたしまして、現在の二万五千円を大幅に増額して一戸当り六万円乃至七万円となるように、目下關係當局問題において折衝中であるとのことでございます。

最後に、開拓政策実行に關して綜合性保持に關する問題でございます。この問題は各委員が挙つて、極めて熱心に又強く政府從來の政策に批判の論議を進められ、又質疑を重ねられたところでございます。即ち開拓政策実行に當つて、往々にして山林政策と治山治水との關係、或いは又放牧採草地なり自家用薪炭林との關係が輕視乃至無視されて、開拓に猪突する結果、地方においては既存の農業經營にも大きな支障を來し、又廢棄を生じている事例が決して少なくない。又林地を伐採、掘起し等をなすために、明日の治水を憂ふるよりも、すでに現在の各地方の水害の原因をなしている。これは畢竟するに開拓実行に際しての綜合性保持が行われておらないためであり、これに關して政府はいかなる方策を採らんとするかとの趣旨の質問に對しまして、農林大臣は、綜合性の保持は是非其必要であり、地方廳に對する趣旨の徹底には十分努めたいと思ふし、又すでに開墾予定地と定まつた所でも更に再検討するに吝かでない。要するに治山治水との關係を不可分に考へ、又既存農業經營の安定も十分考慮して行きたい。既定の開拓計畫は目下再検討をいたしつゝあるが、以上の点も十分考慮して、開拓の基本法とも稱すべきものをこの議會に提出したいと考へておつたけれども、諸般の事情から間に合わぬが、併しその制定前と雖も、その精神に則つて今後開拓を実行して行きたいとの趣旨の答弁がございました。この点は只今も申上げましたように各委員の強い要望であり、政府も亦その趣旨とするところは全然同感の意を表せられたのであります。全委員は挙つて、今後の開拓実行については政府が誠意を以て実行せられたい。そのことを強く期待いたしますと共に、今後開拓基本法の制定に當つては、十分その意見の実現せられることを希望しておられましたことを、ここに申立て置きたいと存じます。以上が質疑の概要でございます。

かくて質疑を終り討論に入りましたところ、別に御発言もなく直ちに採決に付しまして、全会一致を以て本案は可決すべきものと決定いたしました次第でございます。以上を以ちまして御報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。委員長の報告は可決報告でございます。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。(総員起立)

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

船員法がすでに改正され、その中には保險制度で裏付けすることを要する面が含まれてゐるので、現社會狀態下、適用範圍及び保險給付を拡充し、また保險經營を民主化しようとするこの法案は適切な改正である。

二、事件の利害得失

被保險者の範圍の擴張、給付内容の充實、船員保險委員會の設置等により船員保險事業の運営を円滑ならしめるといふ利益がある。

三、費用

この法案に伴う経費の増加及び運輸省移管に伴う経費の増加は總額において次の如くである。(昭和二十二年年度予算額)歳入九五、九七六、〇〇〇円、歳出三〇、〇一〇、〇〇〇円、差引積立金(責任準備金)六五、九六六、〇〇〇円、なおこの會計は、移管によつて、厚生保險特別會計から分離して船員保險特別會計に帰属することとなる。

船員保險法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十二年八月十九日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平恒雄殿

船員保險法の一部を改正する法律案

船員保險法の一部を次のように改正する。

「勅令」を「政令」に、「行政官廳」を「行政廳」に、「當該官吏」を「當該官吏員」に改める。

第二條に次の三項を加える。

船員保險事業ノ運営ニ關スル重要事項ヲ審議スル爲メ船員保險委員會ヲ置ク

船員保險委員會ノ委員ハ被保險者ヲ代表スル者、船船所有者ヲ代表スル者及公益ヲ代表スル者ニ付主務大臣各同數ヲ委嘱ス

前二項ニ規定スルモノノ外船員保險委員會ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條中「葬祭料又ハ第四十五條ノ二ノ規定ニ依ル一時金」を「又ハ葬祭料に、「一年」を「二年」に改める。

第九條中「船船所有者ヲシテ其ノ使用スル者」の下に「又ハ被保險者ヲ使用スル船船所有者ノ組織スル團體ニシテ主務大臣ノ指定スルモノヲシテ其ノ船船所有者ノ使用スル者」を加える。

第十二條中「(東京都ノ區ノ存スル區域ニ於テハ東京都)」を「(東京都ノ區ノ存スル區域ニ於テハ區)」に改め、「當該市町村」の下に「(東京都ノ區ノ存スル區域ニ於テハ區)」を加える。

第十五條中「東京都、北海道、府

縣」を「都道府縣」に改める。

第十六條 創設

第十七條 船員法第一條ニ規定スル船員(以下船員ト稱ス)トシテ船船所有者ニ使用セラルル者ハ船員保險ノ被保險者トス

第十八條中「又ハ前條各號ノ規定ニ該當セザルニ至リタル日」を削る。

第十九條中「船員トシテ船船所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日又ハ第十七條各號ノ一ニ該當スルニ至リタル日」を「又ハ船員トシテ船船所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日」に改める。

第二十七條ノ二の次に次の一條を加える。

第二十七條ノ三 本章ニ於テ平均報酬月額トハ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬月額ヲ謂フ

本章ニ於テ最終平均報酬月額トハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ發病ト爲リ又ハ職務上ノ事由ニ因リ第四十二條ノ三第一項ノ規定ニ依ル政令ノ定ムル期間内ニ死亡シタル場合ニ於テ其ノ發病又ハ死亡ノ原因ト爲リタル疾病又ハ自傷ノ發シタル日ノ屬スル月前三月間(繼續シテ被保險者タリシ期間三月未満ナルトキハ其ノ期間)ノ平均報酬月額ヲ謂フ

前項ノ規定ニ依リ算定シタル最終平均報酬月額ガ平均報酬月額ヨリ少額ナルトキハ平均報酬月額ヲ以

テ最終平均報酬月額トス

本章ニ於テ平均報酬月額トハ平均報酬月額ノ三十分ノ一ノ額ヲ謂フ

本章ニ於テ最終平均報酬日額トハ最終平均報酬月額ノ三十分ノ一ノ額ヲ謂フ

第二十八條第一項第四号を次のように改める。

四 病院若ハ診療所ヘノ收容又ハ自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給

第二十八條ノ二を削り、第二十八條ノ三を第二十八條ノ二とし、以下第二十八條ノ六まで一條ずつ繰り上げる。

第三十條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ療養ノ爲メ職務ニ服スルコト能ハザルトキハ其ノ期間傷病手当金ヲ支給ス

傷病手当金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス

一 職務上ノ事由ニ因リ疾病又ハ自傷ニ付テハ四月ノ範圍内ニ於テハ一日ニ付報酬日額(被保險者タリシ者ニ在リテハ被保險者ノ資格喪失當時ノ報酬日額以下同ジ)ノ全額、四月ヲ超ユル場合ニ於テハ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額

二 職務上ノ事由ニ因リ疾病又ハ自傷ニ關シ療養ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル日以後一月ノ範圍内ニ於テハ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額

三 職務上ノ事由以外ノ事由(以下職務外ノ事由ト稱ス)ニ因ル疾病又ハ自傷ニ付テハ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額

三十四條 十五年以上被保險者タリシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ者ノ死亡ニ至ル迄養老年金ヲ支給ス但シ其ノ者ガ五十歳ニ至ル迄其ノ支給ヲ停止ス

第三十五條中「被保險者タリシ全期間ノ」(以下平均報酬月額ト稱ス)及び「平均報酬月額ノ三十分ノ一ノ額トス以下同ジ」を削る。

第三十六條中「職務上ノ事由以外ノ事由(以下職務外ノ事由ト稱ス)」を「職務外ノ事由」に改める。

第四十條第三項中「六年間ニ三年」を「六月」に改める。

第四十一條第一項、第三項、第四十一條ノ二及び第四十二條ノ三第一項中「平均報酬月額」を「最終平均報酬月額」に改める。

第四十二條中「又ハ十五年以上被保險者タリシ者ニシテ職務外ノ事由ニ因リ發病ト爲リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受ケルモノ」を削り、同條に次の一項を加える。

十五年以上被保險者タリシ者ニシテ職務外ノ事由ニ因リ發病ト爲リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受ケルモノガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル際其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ノ總額ガ其ノ者ガ支給ヲ受ケルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ六分ニ相當スル金額(最終平均報酬月額ノ十分ノ二ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ金額)ニ滿タザルトキハ其ノ額額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

百分ノ六十ニ相當スル金額

三 職務上ノ事由以外ノ事由(以下職務外ノ事由ト稱ス)ニ因ル疾病又ハ自傷ニ付テハ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額

三十四條 十五年以上被保險者タリシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ者ノ死亡ニ至ル迄養老年金ヲ支給ス但シ其ノ者ガ五十歳ニ至ル迄其ノ支給ヲ停止ス

第三十五條中「被保險者タリシ全期間ノ」(以下平均報酬月額ト稱ス)及び「平均報酬月額ノ三十分ノ一ノ額トス以下同ジ」を削る。

第三十六條中「職務上ノ事由以外ノ事由(以下職務外ノ事由ト稱ス)」を「職務外ノ事由」に改める。

第四十條第三項中「六年間ニ三年」を「六月」に改める。

第四十一條第一項、第三項、第四十一條ノ二及び第四十二條ノ三第一項中「平均報酬月額」を「最終平均報酬月額」に改める。

第四十二條中「又ハ十五年以上被保險者タリシ者ニシテ職務外ノ事由ニ因リ發病ト爲リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受ケルモノ」を削り、同條に次の一項を加える。

十五年以上被保險者タリシ者ニシテ職務外ノ事由ニ因リ發病ト爲リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受ケルモノガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル際其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ノ總額ガ其ノ者ガ支給ヲ受ケルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ六分ニ相當スル金額(最終平均報酬月額ノ十分ノ二ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ金額)ニ滿タザルトキハ其ノ額額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第四十二條ノ二中「及平均報酬月額」を「及最終平均報酬月額」に「止ム」を「止ム但シ最終平均報酬月額ノ十分分ヲ下ルコトヲ得ズ」に改める。

第四十五條中「受ケル權利ヲ有スル者」を「支給ヲ受ケル者」に改め、同條に次の但書を加える。

但シ職務上ノ事由ニ因リ障害手当金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十五條ノ二を削り、第四十五條ノ三を第四十五條ノ二とする。

シタル際其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ノ總額ガ其ノ者ガ支給ヲ受ケルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ六分ニ相當スル金額(最終平均報酬月額ノ十分ノ二ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ金額)ニ滿タザルトキハ其ノ額額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第四十二條ノ二中「及平均報酬月額」を「及最終平均報酬月額」に「止ム」を「止ム但シ最終平均報酬月額ノ十分分ヲ下ルコトヲ得ズ」に改める。

第四十五條中「受ケル權利ヲ有スル者」を「支給ヲ受ケル者」に改め、同條に次の但書を加える。

但シ職務上ノ事由ニ因リ障害手当金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十五條ノ二を削り、第四十五條ノ三を第四十五條ノ二とする。

第四十六條第一項を次のように改める。

六月以上十五年未満被保險者タリシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ脱退手当金ヲ支給ス但シ職務上ノ事由ニ因リ第四十二條ノ三第一項ノ規定ニ依ル政令ノ定ムル期間内ニ死亡シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十七條ノ二中「三年」を「六月」に改める。

第四十七條ノ三を削る。

第四十七條ノ三を削る。

第四十七條ノ三を削る。

第四十七條ノ三を削る。

第四十七條ノ三を削る。

第五十條ノ二 遺族年金ノ額ハ左ノ

區別ニ依ル金額トス

一 遺老年金ノ支給ヲ受クル者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ支給セラ

ル遺老年金ノ額ノ二分ノ一ニ

相當スル金額

二 十五年以上被保險者タリシ者ガ遺老年金ノ支給ヲ受クルコト

ナクシテ職務外ノ事由ニ因リ死

亡シタル場合ニ於テハ其ノ者ガ

支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ

遺老年金ノ額ノ二分ノ一ニ相當

スル金額

三 十五年以上被保險者タリシ者ニシテ職務外ノ事由ニ因リ發疾ト爲リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クルモノガ職務外ノ事由

ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ

其ノ者ガ支給ヲ受クルコトヲ得

ベカリシ遺老年金ノ額ノ二分ノ

一ニ相當スル金額

四 職務上ノ事由ニ因リ發疾ト爲リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ最終平均報酬月額ノ二分半ニ相當スル金額

ノ五分分ニ相當スル金額

前項第四號又ハ第五號ノ場合ニ於テ十五年以上被保險者タリシ者ニ關シテハ其ノ遺族ニ支給セラルル遺族年金ノ額ハ十五年以上一年ヲ増ス毎其ノ一年ニ對シ平均報酬日額ノ三分分ニ相當スル金額ヲ同項第四號又ハ第五號ノ金額ニ加ヘタル金額トス

第五十條ノ三 平均報酬日額ノ

下ニ「前條第一項第四號又ハ第五號ノ場合ニ於テハ最終平均報酬日額」

を加ふる。

第五十條ノ六第一號中「又ハ障害年金」を削り、同條第三號を第五號とし、同條第二號の次に次の二號を加ふる。

三 職務外ノ事由ニ因リ發疾ト爲リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルニ因リ遺族年金ノ支給ヲ受ケタル場合ニ在リテハ既

ニ支給ヲ受ケタル障害年金ト其

ノ遺族ガ其ノ者ノ死亡ニ關シテ

給ヲ受ケタル遺族年金トノ合算

額ガ其ノ者ノ支給ヲ受クルコト

ヲ得ベカリシ遺老年金ノ六分分

ニ相當スル金額ニ滿タザルトキ

ハ其ノ差額

四 職務上ノ事由ニ因リ發疾ト爲

リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ

受クル者ガ職務外ノ事由ニ因リ

死亡シタルニ因リ遺族年金ノ支

給ヲ受ケタル場合ニ在リテハ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ト其ノ遺族ガ其ノ者ノ死亡ニ關シテ給ヲ受ケタル遺族年金トノ合算額ガ其ノ者ノ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ遺老年金ノ六分分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額

給ヲ受ケタル場合ニ在リテハ既

ニ支給ヲ受ケタル障害年金ト其ノ遺族ガ其ノ者ノ死亡ニ關シテ給ヲ受ケタル遺族年金トノ合算額ガ其ノ者ノ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ遺老年金ノ六分分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額

額

第五十一條第一項中「第四十五條

ノ二ノ規定ニ依ル一時金」を削る。

第五十二條中「闘争、罷解若ハ著

シキ不行跡ニ因リ」を「故意ニ闘争シ

若ハ著シキ不行跡ヲ爲シタルニ因

リ」に改め、「正當ノ理由ナクシテ」

の下に「故意ニ」を加え、「障害手

當金若ハ第四十五條ノ二ノ規定ニ依

ル一時金」を「若ハ障害手當金」に改

める。

第五十三條第一項中但書、第一號

及び第二號を削り、第三號を第一號

とし、以下二號ずつ繰り上げる。

第五十四條中「正當ノ理由ナクシ

テ」の下に「故意ニ」を、「對シテハ」

の下に「十日間ノ期間ヲ定メ其ノ期間

其ノ者ニ對シ支給スベキ」を加ふる。

第五十八條第一項中「及警察料ヲ

除ク外」の下に「政令ノ定ムル所ニ

依リ」を加え、同條第二項中「及第七

十六條」を削る。

第六十條第一項中「各保險料額ノ

二分ノ一」を「政令ノ定ムル所ニ依リ

保險料」に改め、同項但書を削る。

第六十條ノ二を削る。

險審査會」を「保險審査官」に、「中央社會保險審査會」を「船員保險審査會」に、「通常裁判所」を「裁判所」に改める。
第六十三條ノ二 保險審査官ハ必要アリト認ムルトキハ保險給付ノ決定ニ關シ職權ヲ以テ審査スルコトヲ得
保險審査官審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險給付ノ決定ヲ爲シタル當該官吏更員ニ對シ質問ヲ爲シ、被保險者ヲ使用スル船舶所有者若ハ第九條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指名シタル團體又ハ保險給付ヲ受ケベキ者ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷若ハ檢察ヲ爲サシムルコトヲ得
第六十五條中「中央社會保險審査會」を「船員保險審査會」に改める。
第六十四條中「シ又ハ行政裁判所ニ出訴」を削る。
第六十五條ノ二 船員保險審査會ノ委員ハ被保險者ヲ代表スル者、船舶所有者ヲ代表スル者及公益ヲ代表スル者ニ付主務大臣各同數ヲ委嘱ス
第六十六條出「社會保險審査會」を「保險審査官及船員保險審査會」に改める。
第六十七條中「三十日」を「六十日」に改める。
第六十八條第一項中「五百圓」を「五千圓」に改め、同條第三項乃至第六十條ノ二を削る。

五項を削る。

第六十九條 被保險者ヲ使用スル船舶所有者又ハ第九條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ規定シタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ六月以上ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス
一 本法ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ、文書ノ提出ヲ爲サズ又ハ出頭セザルトキ
二 本法ノ規定ニ依ル當該官吏更員ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ
第六十九條ノ二 前條ニ規定スル者以外ノ者ニシテ保險給付ヲ受ケベキモノ其ノ他ノ關係者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ六月以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 本法ノ規定ニ依ル報告、申出若ハ届出ヲ爲サズ、虚偽ノ報告、申出若ハ届出ヲ爲シ、文書ノ提出ヲ爲サズ又ハ出頭セザルトキ
二 本法ノ規定ニ依ル當該官吏更員ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

第七十條 法人ノ代表者又ハ法人若

の代理人、使用人、他人ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前二條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第七章、第七十一條、第七十二條、第八章及び第七十三條乃至第七十六條を削る

別表第三を次のように改める。

別表第三

被保險者タリシ期間	月	數
六月以上	〇・五	五
一年以上	一・〇	〇
二年以上	二・〇	〇
三年以上	三・〇	〇
四年以上	四・〇	〇
五年以上	五・〇	〇
六年以上	六・〇	〇
七年以上	七・〇	〇
八年以上	八・五	〇
九年以上	一〇・〇	〇
十年以上	一一・五	〇
十一年以上	一三・〇	〇
十二年以上	一四・五	〇
十三年以上	一六・〇	〇
十四年以上	一八・〇	〇

別表第四を次のように改める。

別表第四

被保險者タリシ期間	月	數
六月以上	一・〇	〇
一年以上	二・〇	〇
二年以上	三・五	〇
三年以上	五・〇	〇
四年以上	六・五	〇
五年以上	八・〇	〇
六年以上	九・五	〇
七年以上	一一・〇	〇
八年以上	一二・五	〇
九年以上	一四・〇	〇
一〇年以上	一五・五	〇
一一年以上	一七・〇	〇
一二年以上	一九・〇	〇
一三年以上	二一・〇	〇
一四年以上	二三・〇	〇

附則

第一條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

第二條 この法律施行の日において、現に保険給付の支給を受ける権利を有する者に支給するものについては、なお従前の例による。

第三條 従前の第七十三條乃至第七十六條の規定による加算、保険給付及び國庫の負担すべき費用については、なお従前の例による。

第四條 關東州船員保険令は、これを廃止する。

第五條 關東州船員保険令による被保險者であつた者については、同令による被保險者であつた期間を、これをこの法律による被保險者であつたものとみなす。

第六條 昭和二十年法律第二十四号の一部を次のように改正する。

附則第六條を削る。

〔板谷順助君登壇、拍手〕

〇板谷順助君 只今議題となりました船員保険法の一部を改正する法律案につきまして、運輸交通委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先づ法案の内容を申し上げるに先立ちまして、諸君の御了解を得て置きたいことは、この船員保険法は従来厚生省の所管であつたのであります。ところが船員行政は一元的にやらなければ非常にも不便があるというところから、御承知の通り運輸省が海事行政、殊に船員法を所管いたしておりますので、先般厚生大臣、運輸大臣の間にいろいろ相談の結果了解を得まして、先般の閣議で移管ということが決定されたというのであります。従つて移管に對する法案が早速この議會に提出されることと存する次第であります。現在には厚生省の所管としてこれを審議する次第であります。

ところで、法案の内容を説明いたしますが、船員保険法は船員に對しその疾病、負傷、障害、老齢、死亡等の事故に際し、その生活を保護するの目的を以て制定されたのであります。殊に本法と密接の關係にある船員法は、御承知のごとく去る九十二議會において、終戦後の新情勢に對処すべく改正されまして、その中には保險制度で裏附をすることを必要とする船員保護の充実という面も含まれておるのであります。右の船員法の改正に應じて、本法改正の措置を講ずる必要が生じた次第であります。

先ず第一に、船員保險委員會の設置でございます。従来船員保險は政府の手によつて運営されておつたのであります。が、できる限り關係者の意向に副つて民主的に運営されることを期待いたしまして、船員所有者、被保險者公益代表者を以て組織する船員保險委員會を設けまして、事業運営に關する重要事項はこれに付議することにいたしましたのであります。

第二に、被保險者の範圍の擴張であります。船員法の適用範圍の擴張に伴ひまして、本法の適用範圍を擴張いたしましたのであります。この点につきましては、改正船員法に規定されました船所有者の補償責任を本保險においてカバーする建物の下に、所要の改正を加えたのである。即ち傷病手当金の支給額を職務上の事由による疾病又は負

傷の場合には四ヶ月間は報酬日額的全額とする外、療養の給付を受ける期間経過後におきましても、職務に服し得ないときには、一ヶ月の補償において報酬日額の百分の六十の傷病手当金を支給すること、自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食料の給付をすること、本法施行地外においても短期給付をなすこと、障害年金、障害手当金並びに職務上の事由による遺族年金、遺族一時金の額は、最終三ヶ月間の平均報酬額を基準とすること、養老年金、障害年金を受ける権利のある者に職務上の事由による障害手当金は、これを支給すること等の諸点の外、養老年金については被保險者たりし期間十五年以上にて、被保險者の資格を喪失した者に對しましては、五十歳に達せずともその隠証書を交付して、その権利の確保を図るとか、又職務外の事由による障害年金、障害手当金の受給資格期間を六ヶ月以上に引下げ、尙脱退手当金につきましては、受給資格期間を六ヶ月以上と改めると共に、一年の待期を廃止いたしましたのであります。以上の諸点の外、本法の適用範圍の擴張に伴ひまして、船員所有者の團體に對しまして、本保險施行に必要な事務を行はせることができるようにすることと共に、保險給付の決定に不服ある場合の審査機關として保險審査官を設けまして、迅速適正な審査決定を図るよういたしましたのであります。又罰則規

定時効規定につきまして新情勢に應ずる改正を行うの外、新憲法、地方自治法の施行、外地の喪失に伴う所定の規定の改廃をいたしてあるものであります。以上が本案改正の大要であります。

委員会は三日間に亘り慎重審議を行なつたのでありますが、質疑應答の主な点二三御報告を申し上げます。その他は速記録によつて御覽願うことのお許しを願います。一委員から、所管を運輸省に移したる根本理由如何、又社会保険と船員保険との連絡調整如何、下部機構をいかにするかという質問に對しまして、政府の答弁は、海軍行政の一元化である、又運輸省と厚生省と常に連絡を密にする、従来船員の遺家族の連絡は海軍官廳が行なつておつたから、都道府縣廳より連絡には便利であるという答弁であります。又一委員から、船員の意義及び範圍如何に對しまして、五トン乃至二十トン未満の小型の船舶の船員と、三十トン以上の漁船の船員で、從來除外されてゐたものが、新たに適用範圍に加えられることになつたのである、尙又保險委員會の構成について、公益を代表する者とは如何、及び委員會の機能如何という質問に對しまして、政府の答弁は、船舶所有者並びに被保險者以外の學識経験を有する者を公益代表者という、又委員會の機能は標準報酬の決定、保險料率の決定、積立金の運用、補給施設の

運用等を行うものであるという答弁でありました。その他は只今申上げました通り、速記録によつて御覽を願ひたいと思つてあります。

質疑が終りまして討論に移りました。中野委員から修正案が出たのであります。その大要を申し上げます。この保險法の第二條、第六十五條中の中立委員は労働組の承認を必要とする、更に三十條の傷病手当に對して職務上疾病自傷の手当四ヶ月となつておるのは六ヶ月に引上げるとのこと、又報酬に對して百分の六十となつておるのを百分の八十に引上げて貰ひたい、又養老年金に對しまして、即ち第三十四條の十五年以上を十年に引下げ、又五十歳を四十五歳に引下げ、及び保險料の負担については、生産費の構成部分であるから全額船舶所有者の負担として貰ひたい。又処罰に對しましては、五千円となつておるのを一万円に引上げて貰ひたい、という修正意見が出たのであります。満場は語りましたところ、賛成者なくしてこの修正案は否決されたのであります。かくて採決の結果、大多數を以て本案は可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

〔起立者多数〕
○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。これにて本日の議事日程は議了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。
午前十一時十三分散会
〔參照〕
八月二十一日議員の議席を左の通り定めた。
一五五 岡田喜久治君
二〇九 西川甚五郎君
二二七 境野 清雄君
同日議長において、左の通り議席を変更した。
三四 安部 定君
一四二 太田 敏兄君
一四七 伊藤 修君
一六五 田口政五郎君
二二九 國 伊能君
議長 松平 恒雄君
副議長 松本治一郎君
議員
中西 功君 板野 勝次君
中野 重治君 細川 嘉六君
廣瀬與兵衛君 藤田 芳雄君
兼岩 傳一君 千田 正君
佐々木良作君 西園寺公一君
出席者は左の通り

羽仁 五郎君 岩間 正男君
星野 芳樹君 池田 恒雄君
川上 嘉君 玉置吉之丞君
小林米三郎君 波多野林一君
堀越 儀郎君 高瀬莊太郎君
江熊 哲翁君 山下 義信君
宿谷 榮一君 島村 軍次君
島津 忠彦君 中川 以良君
小野 哲君 山崎 恒君
青山 正一君 楠見 義男君
帆足 計君 赤澤 與仁君
藤井 丙午君 三好 始君
加賀 操君 市來 乙彦君
來馬 琢道君 松村眞一郎君
飯井 伊介君 小宮山常吉君
町村 敏貴君 寺尾 博君
飯田精太郎君 小杉 イキ君
川上 嘉市君 藤野 繁雄君
赤木 正雄君 尾崎 行雄君
柏木 康治君 岡部 常君
德積眞六郎君 早川 慎一君
北條 秀一君 徳川 宗敬君
小川 友三君 鎌田 逸郎君
矢野 西雄君 宮城タマヨ君
河井 彌八君 下條 康廣君
東浦 庄治君 竹下 豐次君
駒井 藤平君 鈴木 憲一君
木下 辰雄君 高橋龍太郎君
山本 勇造君 野田 俊作君
田中耕太郎君 梅原 眞隆君
中村 正雄君 カニエ邦彦君
大野 幸一君 内村 清次君
中平常太郎君 下條 恭兵君

山田 簡男君 梅津 錦一君
堀 眞琴君 濱田 寅藏君
平野 成子君 赤松 常子君
丹羽 五郎君 河崎 ナツ君
藤井 新一君 岡村文四郎君
佐伯四郎君 大山 安君
木下 源吉君 門田 定藏君
宇都宮 登君 山内 卓郎君
井上なつる君 石川 準吉君
波多野 鼎君 原 虎一君
羽生 三七君 岩本 月洲君
新谷寅三郎君 島 清君
吉川末太郎君 伊藤 修君
結城 安次君 松井 道夫君
渡邊 甚吉君 若木 勝藏君
天田 勝正君 田中 信儀君
谷口彌三郎君 植竹 春彦君
油井賢太郎君 小畑 哲夫君
鈴木 順一君 平野善治郎君
高橋 啓君 小林 勝馬君
田口政五郎君 木内キヤウ君
高良 とみ君 太田 敏兄君
竹中 七郎君 藤森 眞治君
深川榮左エ門君 星 一君
水橋 藤作君 三木 治朗君
大島農夫雄君 田中 利勝君
大島 定吉君 伊東 隆治君
村尾 重雄君 鈴木 清一君
岩崎正三郎君 岩本 哲夫君
森下 政一君 小泉 秀吉君
塚本 重藏君 林屋龜次郎君
中井 光次君 木内 四郎君
櫻内 辰郎君 加藤常太郎君

淺岡 信夫君	木下 盛雄君
堀 末治君	荒井 八郎君
奥 主一郎君	鈴木 安榮君
大屋 普三君	山田 佐一君
中山 壽彦君	黒田 英雄君
草葉 隆圓君	大野 秀次郎君
板谷 順助君	今泉 政喜君
松野 喜内君	黒川 武雄君
玉屋 喜章君	徳川 頼貞君
一松 政二君	大隅 憲二君
深水 六郎君	平岡 市三君
園 伊能君	小野 光洋君
中川 幸平君	重宗 雄三君
西山 亀七君	大隈 信幸君
池田七郎兵衛君	左藤 義詮君
小串 清一君	

國務大臣	厚生大臣 一松 定吉君
	農林大臣 平野 力三君
	運輸大臣 苦米地義三君

政府委員	厚生事務官 宮崎 太一君
	(保健局長)
	農林政務次官 井上 良次君
	農林事務官 伊藤 佐君
	(開拓局長)

定價 一部 一円四十銭

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇 圖書課